第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第4号口]

第1節 基本的な考え方

多くの市民が利用する主要な道路や河川、港湾などの公共施設(景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設)は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。また、本計画で設定した"眺めの小路"は、市民が誇る重要な公共空間となっています。

したがって、地域の景観形成において特に重要であり、景観形成の先導的な役割を果たしていく必要がある公共施設を、管理者の同意を得たうえで、景観重要公共施設に指定し、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

なお、国や県、他の地方公共団体、その他の公共的団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には、協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は、以下のとおりです。

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設

上記のうち、良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

第3節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、景観重要公共施設を指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

【景観重要公共施設の指定基準】

- 市の景観の骨格を形成している公共施設
- 市民にとって、景観形成上、重要と考えられている公共施設
- 地域の歴史や文化、風土に根づいている公共施設
- 地域のシンボルとして、市民に親しまれている公共施設
- 景観重点地区や自然景勝地に位置する公共施設
- その他、景観への影響が大きいと考えられる公共施設

第4節 景観重要公共施設の整備に関する指針

景観重要公共施設の整備にあたっては、以下の事項に配慮することとします。 ただし、施設管理者が定める指針等が、別にある場合は、それに依拠することとします。

(1)景観重要道路

- ① 道路内の施設については、沿道景観との調和や地域特性に配慮した形態意匠とし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 車道及び歩道の舗装や交通安全施設、標識等は、交通安全上の必要不可欠な機能を保持したうえで、華美なデザインを避け、植栽や沿道の建築物等が映える色彩となるよう努める。
- ③ 標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、煩雑にならないように配置し、視点場からの眺望や景観の連続性に配慮する。
- ④ 施設の素材の選定に際しては、経年変化やメンテナンス性に配慮する。
- ⑤ 街路樹や法面等の緑化を行う際は、周辺の街路樹との調和や地域の植生に配慮するとと もに、良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等によ る活用に努める。
- ⑥ 必要に応じ、緑化等による憩いの場の創出や、裏配線又は電線地中化による無電柱化に 努める。
- ⑦ 地域の歴史や文化、風土に配慮した道路空間の整備に努める。
- ⑧ 維持管理については、整備時の方針が継承されるよう努める。

(2)景観重要河川

- ① その河川が本来有している自然環境の保全・創出に努めるとともに、多様な生物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 周囲からの河川の見え方や河川敷等からの周囲への眺望に配慮した、広がりの感じられる景観整備に努める。
- ③ 構造物を設置する際は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠となるよう努める。
- ④ 自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境の創出に努める。
- ⑤ 地域の歴史や文化、風土に配慮した河川環境の保全に努める。
- ⑥ 安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられるよう、水辺への近づきや すさや親水性の高い空間整備を行うよう努める。

(3)景観重要公園

- ① 公園と地域とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。
- ② 施設の設置にあたっては、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とし、可能な限り自然素材の使用に努める。
- ③ 施設の素材の選定に際しては、経年変化やメンテナンス性に配慮する。
- ④ 光沢や反射性のある素材・色彩の使用は、最小限に留めるよう配慮する。
- ⑤ 植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等 に努める。

(4) 景観重要港湾・海岸・漁港

- ① 港湾(海岸・漁港)からの良好な眺望景観を確保し、干潟などの豊かな自然環境の保全・活用に努める。
- ② 構造物を設置する際は、港(海岸)としての一体感や海岸軸の連続性に配慮した形態意匠となるよう努める。
- ③ 安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられるよう、海岸線への近づき やすさや親水性の高い空間整備を行うよう努める。